

佐賀県告示第三百十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その区間を表示した図面は、平成二十二年九月十日から平成二十二年十月十日まで佐賀県交通政策部道路課及び唐津土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十二年九月十日

佐賀県知事 古川 康

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 今村枝去木線	東松浦郡玄海町大字大藪字値賀山二 〇八九番七七地先から 東松浦郡玄海町大字大藪字値賀山二 〇八九番七六地先まで	平成二二・九・一〇